

電気料金メニュー約款

【チルドリン電力 従量電灯 B】

関西電力エリア

平成 2 9 年 4 月 1 日 実施

ワタミファーム&エナジー株式会社

目 次

1	実施期日	1
2	定 義	1
3	適用条件	2
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	2
5	契約容量	2
6	電気料金	3
7	適用期間	4
8	契約容量の変更	4
9	本料金約款の変更および廃止	5
別 表		
1	燃料費調整	6

電気料金メニュー【チルドリン電力 従量電灯 B 関西電力エリア】（以下、「本料金メニュー」といいます。）の約款（以下、「本料金約款」といいます。）は、当社のでんき需給約款（以下、「でんき需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、本料金約款に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

本料金約款は、平成29年4月1日より実施します。

2 定 義

次の言葉は、本料金約款において、それぞれ次の言葉で使用します。

なお、でんき需給約款に定義される言葉は、本料金約款においても同様の意味で使用します。

（1）貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

（2）平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月

29日までの期間とします。)をいいます。

3 適用条件

本料金メニューは、電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること

(2) 1需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。

5 契約容量

(1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、でんき需給約款別表1(契約容量および契約電力の算定方法)により計算された値を参考に、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。この場合、

あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(2) 送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

6 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金およびでんき需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

388.80円

(2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、でんき需給約款19（電気料金の算定期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。

ただし、別表1（燃料費調整）（1）イによって計算された平均燃料価格が40,700円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）（1）イによって計算された平均燃料価格が40,700円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）（1）ニによって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	20.47 円
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.75 円
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28.33 円

7 適用期間

- (1) 本料金メニューの適用開始日は、でんき需給約款6（需給契約の申込み）に定める需給契約の申込みの場合は、でんき需給約款10（供給の開始）(1)に定める需給開始日とし、でんき需給約款37（需給契約の変更）に定める需給契約の変更の場合は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量期間等の始期とします。
- (2) 本料金メニューの適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量期間等の終期の前日（以下、「満了日」といいます。）までとします。
- (3) 満了日までに、でんき需給約款37（需給契約の変更）にもとづき、本料金メニューの変更の申込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量期間等の終期の前日まで継続され、以後これにならうものとします。

8 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更の申込みを承諾した場合は、変更後の契約容量にもとづく基本料金は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量期間等の始期から適用します。

ただし、お客さまが、新たな需給契約の申込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約容量の変更を希望する場合は、この限りではありません。

ません。

- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更したのちの計量期間等の始期から1年目の日が属する計量期間等の終期まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、でんき需給約款4（本約款等の変更）（2）および（3）に準じます。

9 本料金約款の変更および廃止

- (1) 当社は、本料金約款を変更する場合は、でんき需給約款4（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本料金約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本料金約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、でんき需給約款4（本約款等の変更）（2）および（3）に準じます。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2985$$

$$\beta = 0.2884$$

$$\gamma = 0.4300$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40, 700 円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (40,700 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \\ &\times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

- ② 1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を上回り、かつ、61,100円以下の場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 40,700 \text{ 円}) \\ &\times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

- ③ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が61,100円を上回る場合
平均燃料価格は、61,100円とします。

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (61,100 \text{ 円} - 40,700 \text{ 円}) \\ &\times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等

毎年 8 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 1 0 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 1 1 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 1 2 月 1 日から翌年の 2 月 2 8 日までの期間（翌年が閏年となる場合は翌年の 2 月 2 9 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は，その 1 か月の使用電力量に（１）ロによって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

（２）基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1，000 円変動した場合の値で，次のとおりとします。

1 キロワット時につき	2 1 銭 1 厘
-------------	-----------